

企業誘致に関する優遇制度

1 沼田市企業誘致推進条例

(1) 低開発地域工業開発地区における固定資産税の課税免除（沼田・白沢地区）

製造の事業の用に供する設備を新設または増設した者について、家屋、償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（取得から1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手すること）に対して固定資産税の課税が免除されます。

- 業種 製造業
 - 要件 工業生産設備を新設または増設した場合において、取得価格が2,500万円を超えていること
 - 課税免除 家屋（工場用の建物及びその附属設備）、償却資産（機械及び装置）、土地（工場用の建物の敷地）のうち、製造の事業に供されるもの
 - 免除期間 3年間
- ※適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに、課税免除の申請が必要です。

(2) 助成金の交付

市内の土地を取得もしくは市有地を使用し事業用施設を新增設する企業、または市内に本社機能を移転する企業に助成金を交付します。

- 業種 製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業（旅館・ホテルに限る）
- 要件
 - ①事業用施設の新設または増設
 - ア 市内で3,000㎡以上の一団の土地を取得し、その土地を取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建築面積500㎡以上の事業用施設の建設に着手した企業
 - イ 市内にある市有地を使用し、賃借契約の締結の日の翌日から起算して1年以内に当該市有地を敷地とする建築面積500㎡以上の事業用施設の建設に着手した企業
 - ②本社機能の移転
 - 市外から本社機能を移転し、商業登記法に規定する本店を市内に登記した企業（雇用促進助成金のみ）
- 助成金
 - ①用地取得助成金
 - 用地取得代金の10%（1平方メートル当たり1,000円、総額5,000万円を限度）
 - ②施設設置助成金
 - ア 土地を取得した場合
 - 固定資産税及び都市計画税相当額（3年間）
 - イ 貸し付けによる市有地を使用した場合
 - 固定資産税及び都市計画税相当額（5年間）
 - ③雇用促進助成金
 - 市内での事業開始に当たり、事業開始の日までに新たに雇用した沼田市在住者を事業開始の日から1年以上継続して雇用した場合、1人当たり10万円（1事業所1回限り、500万円を限度）

2 沼田市工場立地法に基づく地域準則条例

工場立地法の特例措置として、特定工場（敷地面積9,000㎡以上、建築面積3,000㎡以上）の緑地面積率及び環境施設面積率が緩和されます。

○適用区域及び緑地並びに環境施設の面積の敷地面積に対する割合

区 域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
工業地域、工業専用地域、沼田北部工業団地	5%以上	10%以上
無指定、都市計画区域外	10%以上	15%以上
その他の区域	20%以上	25%以上

3 沼田市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例（利根地区）

○業 種 製造業、農林水産物等販売業、旅館業

○要 件 生産等設備を新設または増設した場合において、取得価格が2,700万円を超えていること。新設または増設したものに限り、かつ、土地については、取得から1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建築に着手すること

○免除期間 3年間

※適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに、課税免除の申請が必要です。

4 沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例

地域再生法に基づき、本社機能等特定業務施設の新增設を予定している事業者が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、群馬県知事の承認を受け、特定業務施設を設置した場合、対象施設の用に供する家屋または構築物及び償却資産並びにそれらの敷地である土地に対して課する固定資産税が3年間免除されます。

○特定業務施設

- ・ 事業所（調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、情報サービス事業、その他管理部門）
- ・ 研究所、研修所及び工場内の研究開発施設

○取得価額要件 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額が3,800万円（中小企業者等については1,900万円）以上

5 地域未来投資促進法による固定資産税の課税の特例に関する条例

地域未来投資促進法に基づく群馬県基本計画が平成29年12月22日付で国の同意を得ました。これにより、事業者が同基本計画に沿った内容で地域経済牽引事業計画を策定し知事の承認を受け、かつ主務大臣が高い先進性を有すると確認したうえで対象施設を設置した場合、対象事業の用に供する家屋、構築物またはこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税が免除されます。

○基本計画

①輸送用機器（自動車、航空宇宙産業）、業務用機器、プラスチック製品、金属製

- 品、電気機器、生産用機器等の関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②繊維、木製品、食料品・飲料等の関連産業の集積を活用した地域産業の新市場開拓分野
 - ③公設試験研究機関や群馬県IoT推進研究会等の知見を活用した第4次産業革命分野
 - ④「群馬がん治療技術地域活性化総合特区」として地域指定された医療機器、医薬品、ヘルスケア等の関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア分野
 - ⑤長い日照時間や利根川の豊富な水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
 - ⑥草津、伊香保、水上、四万などの温泉、スタジアム・アリーナ、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」に代表される歴史文化遺産、集客力のあるコンベンション施設等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
 - ⑦キャベツやきゅうり、下仁田ネギやコンニャクイモ、上州和牛などの牛肉、豚肉、生乳などの特産品を活用した農林水産分野
 - ⑧関越自動車道、東北自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道の縦横に走る高速道路網等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野

○実施計画の承認要件

- ・基本計画の対象分野であること
- ・付加価値額が4,300万円を超えること
- ・地域の事業者に対する相当の経済効果があること

○課税免除対象施設の用に供する家屋、構築物又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、取得から1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建築に着手すること）

○要件

- ・1億円を超える家屋、付属設備、構築物及び土地を取得した事業者（農林漁業関連業種は、5千万円以上）
- ・先進性を有すること
- ・前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
- ・過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率+5%かつ対象事業の売上高伸び率がゼロを上回ること

○免除期間 3年間